平成２６年（フ）第３０８号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地姫路夢前台住宅２号棟601、従前の住所兵庫県姫路市北今宿２丁目４番36号
債務者　木村　尚美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１１号
兵庫県姫路市北新在家２丁目１番７号
債務者　田路　弘之
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０１号
奈良市般若寺町260番地　第４号市営住宅第１―308号
債務者　細川さと美
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳980番地２、前住所福岡市早良区百道浜１丁目５番５―207号
債務者　北田　美樹
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第５０号
福岡県直方市大字下境3978番地297
債務者　吉村　晶光
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１０８号
佐賀県武雄市朝日町大字中野10195番地
債務者　下平すま子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町23番21号　小園第２ビル406号
債務者　新徳　靖浩
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
鹿児島市坂之上３丁目５番46号　Ｚ女荘106
債務者　勝田　直良
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９３号
三重県三重郡菰野町大字菰野1952番地　大生ハイツ３Ａ
債務者　中谷　亮子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
三重県桑名市大字東方458番地３　第一富士コーポ303号、前住所三重県三重郡朝日町大字縄生1031番地１　アルム・アベニュー103号室
債務者　萱沼いづみ
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
三重県四日市市泊山崎町９番15号　シティハイツ式井102
債務者　神崎イスマエルこと　カミサキ　イスマエル
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
三重県四日市市九の城町９番17号　貴鵬コーポラス304
債務者　濱本　君江
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
滋賀県長浜市南高田町72番地６　パークハイム１号室
債務者　武末　貴詩
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第７７０号
京都府木津川市南加茂台10丁目５番地20
債務者　川端　彩水（旧姓井学）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７２号
京都府長岡京市城の里22番地１
債務者　吉田　整司
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
兵庫県伊丹市高台４丁目９番地　グランドール伊丹緑ヶ丘公園705号
債務者　田代直樹こと　徐　　正載
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
広島県尾道市向島町5100番地１
債務者　高橋　陽子（旧姓小金澤）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
広島地方裁判所尾道支部